

板橋区シニアクラブ友愛活動補助要綱

(令和元年6月5日区長決定)

(令和3年3月8日一部改正)

(令和5年4月1日一部改正)

(令和6年2月7日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、シニアクラブ会員が地域の一人暮らし又は寝たきりの高齢者の家庭等を訪問し、話し相手・日常生活の援助等の活動を実践することにより、高齢者の孤独の解消を図るとともに、社会活動への積極的な参加の推進及び高齢者による高齢者支援の推進を図る活動に対し、補助金を交付することにより、その円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、シニアクラブとは、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第13条第2項及び「老人クラブ活動等事業の実施について」（平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知、平成21年6月15日最終改正。）に規定する老人クラブをいう。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、板橋区シニアクラブ運営要綱に基づいて運営されているシニアクラブ（以下「クラブ」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、クラブが行う次に掲げる活動（以下「補助活動」という。）に係る経費とし、クラブの支援を受ける高齢者のニーズに応じて、月2回以上実施する場合に補助するものとする。

- (1) 高齢者の孤独感の解消のための話し相手等
- (2) 家事援助及び日常生活援助
- (3) その他必要と認められる活動

2 前項の規定にかかわらず、湯茶等以外の飲食に係る経費は、補助金の対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金は、月額を単位とし、その額は毎年度予算の範囲内で定める。

(補助金の交付申請)

第5条 クラブは、補助金の交付を受けようとするときは、友愛活動補助金交付申請書（別記第1号様式）を当該年度の4月末日までに区長へ提出しなければならない。

2 年度途中で補助活動が可能となったクラブについては、当該活動が可能となった日の属する月分から当該年度末の月分までの活動に係る補助金を、友愛活動補助金交付申請書（別記第1号様式）により一括して申請する。

（補助金の交付決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補金の交付を適当と認めるときは、友愛活動補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助金の交付を不適当と認めるときは、友愛活動補助金交付申請却下通知書（別記第3号様式）により、当該クラブに通知する。

（補助金の請求時期）

第7条 補助金の請求は、4月から6月分までは7月に、7月から9月分までは10月に、10月から12月分までは1月に、1月から3月分までは翌年度の4月に実績に基づいて請求するものとする。

（補助金の請求）

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けたクラブは、前条に定める請求時期に友愛活動補助金請求書（別記第4号様式）により補助金を請求する。

（補助金の交付）

第9条 区長は、前条の請求に基づき、補助金をクラブに交付する。

（友愛活動報告書等の提出）

第10条 クラブは、友愛活動報告書（別記第5号様式）を4月から6月分までは7月に、7月から9月分までは10月に、10月から12月分までは1月に、1月から3月分までは翌年度の4月に速やかに提出しなければならない。

2 クラブは、友愛活動完了報告書（別記第6号様式）及び補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した報告書を当該年度終了後、翌年度の4月末日までに区長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第11条 区長は、前条の報告を受理したときは、補助金の決定内容及び交付条件に適合しているか否かを審査し、適合していると認められたときは、補助金交付決定額を確定し、友愛活動補助金確定通知書（別記第7号様式）により、当該クラブに通知する。

（決定の取消し）

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれを付した条件に違反したとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年2月7日から施行する。ただし、当面の間、一部改正前の様式を使用することができる。

(経過措置)

2 シニアクラブの名称については、この要綱の改正後も、当分の間、改正前の名称（老人クラブ）を使用することができる。

クラブNo. _____

友愛活動補助金 交付申請書

年 月 日

（あて先）板橋区長

クラブ名 _____

所在地 板橋区 _____

会長名 _____

板橋区シニアクラブ友愛活動補助要綱に基づき、 年度シニアクラブ友愛活動補助金を下記により申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 活動計画

活動会員数 (実数)	訪問対象者数 (予定実数)	年間訪問回数	活動内容
人	人	回 <small>※活動月数×月の活動回数</small>	<input type="checkbox"/> 話し相手 <input type="checkbox"/> 日常生活援助 <input type="checkbox"/> 安否確認 <input type="checkbox"/> 電話訪問 <input type="checkbox"/> その他 []

<補助要件> 1か月に2回以上実施

クラブ名
所在地
会長名

年度 友愛活動補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、年度シニアクラブ友愛活動補助金を下記により交付します。

年 月 日

板橋区長

記

1 交付金額 金 円

2 補助金の請求時期

区 分	金 額	補助金の請求時期
4月～6月実績分	円	7月
7月～9月実績分	円	10月
10月～12月実績分	円	1月
1月～3月実績分	円	4月
合 計		円

3 交付条件

- (1) 板橋区シニアクラブ友愛活動補助要綱に従って運営すること。
- (2) 友愛活動報告書（別記第5号様式）を3か月毎に速やかに、区に提出すること。
- (3) 上記（1）（2）の条件に適合しなかったときは、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

クラブ名

所在地

会長名

友愛活動補助金 交付申請却下通知書

年 月 日付で交付申請のあった、 年度シニアクラブ友愛活動
補助金は、下記の理由により不交付となりましたので通知します。

年 月 日

板橋区長

記

不交付理由

友愛活動補助金 請求書

金額 _____ 円

ただし、 年 月 日付 板健長第 号で
交付決定通知のあった 年度シニアクラブ友愛活動に係る
補助金。

月分・ 月分・ 月分

上記の金額を請求します。

年 月 日

（あて先）板橋区長

クラブ名 _____

所在地 板橋区 _____

会長名 _____

クラブNo. _____

友愛活動 報告書

（あて先）板橋区長

年 月 日

クラブ名 _____

所在地 板橋区 _____

会長名 _____

下記のとおり、 年 月から 年 月までの友愛活動について報告をします。

記

月	活動人数・対象者数	活動回数（延べ）	内容
月	活動会員数 _____人 訪問対象者数 _____人	合計 _____回	<input type="checkbox"/> 話し相手 <input type="checkbox"/> 日常生活援助 <input type="checkbox"/> 安否確認 <input type="checkbox"/> 電話訪問 <input type="checkbox"/> その他
月	活動会員数 _____人 訪問対象者数 _____人	合計 _____回	〔 〕
月	活動会員数 _____人 訪問対象者数 _____人	合計 _____回	

<補助要件>

1か月に2回以上実施

クラブ名

所在地

会長名

年度 友愛活動補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった、 年度板橋区シニアクラブ友愛活動補助金は、下記により確定します。

年 月 日

板橋区長

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 交付確定金額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付済金額 | 金 | 円 |